

PwC Japan Tax Newsletter

2010年1月1日より 新 VAT パッケージ規定が適用

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、全世界150か国に146,000人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約550人のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

このニュースレターは、概略的な内容をご紹介する目的で作成しており、この情報が個々のケースにそのまま適用できるとは限りません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、税理士法人プライスウォーターハウスクーパースの担当者にお問い合わせください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話：03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2008 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、
ないしはそのメンバーファームをさしています。個々の
組織は分離独立した法的組織となっています。

EUは現在27カ国の加盟国から構成され、付加価値税(VAT)制度については全ての加盟国の共通のルールとして、EUシステム指令、EU第8指令、EU第13指令が定められています。

EUでは、1993年にVATの規定の抜本的な改正が行われ、欧州の関税国境が廃止されました。そして現在、域内の国境をまたぐサービス提供に関するVAT規定について、それと同じ規模の大幅な改正が行われようとしています。昨年12月、事業者間(B2B)または最終消費者(B2C)に対するサービス提供地、国境をまたぐVATの還付、EU加盟国間の税務当局による協力と情報交換について大幅な改正を行うことを内容とする提案がなされ、これがいわゆる「VATパッケージ」と呼ばれるものです。この新规定の大枠が欧州委員会で合意され、2008年2月20日に閣僚委員会にて可決されました。

このVATパッケージの採用により、国境をまたぐビジネスが大きく変わることが見込まれ、サービス・フロー、申告事務等の処理を再考する必要があると考えられます。

EUではこれら27カ国の国境をまたぐ物流、サービスの流通が活発に行われていることから、VATの課税にあたり課税地の決定が重要です。特に、サービスに関しては、現在のところサービスプロバイダーが事業を営む地を原則的な課税地とするものの、大幅な例外規定が設けられ、課税地の決定は非常に複雑となっています。

今回の改正は、サービスを実際に消費された場所で課税することを原則とするを主たる目的としています。これによりEU加盟国間で現存する大きな税率の差を利用するタックスプランニングが減少すると見込まれます。この改正はビジネスでの管理・事務的負担を増加させないことを前提として立法されましたが、実際に負担が増加しないかどうかについては疑問であり、一方でリバースチャージ制度がB2Bで行われる大半のサービスに適用されることにより、第8および第13付加価値税指令によるVAT還付申請を行なう必要がなくなりますが、国境を越えて行われる全てのサービスについて、新しい義務が課せられることとなります。

基本的には、新 B2B 規定は、現在の規定を 180 度転換するものです。改正後の一般原則では、B2B サービスについてはサービスを受ける顧客の所在地で課税がされますが、B2C サービスは、これまでと同じくサービス提供者の所在地で課税されます。ただし、この規定には多くの例外があります(例 芸術サービス、ケータリングサービス、不動産に関連するサービス)。いわゆる「事実上の利用と享受地課税(effective use and enjoyment rules)」がより幅広い分野のサービスに対して適用されるため、今まで以上にサービス提供地を消費国とすることが可能となります。

このニュースレターでは、国境をまたぐサービスの提供地に関する規定の概要をお伝えします。ここで報じる改正の大半は、2010 年 1 月 1 日から適用が開始されます。添付のフローチャートは、2010 年から順次導入される改正の内容をよりわかりやすくお伝えすることを目的としていますので、併せてご利用ください。

2010 年からの新規定

2010 年 1 月 1 日から二つの「一般原則」が適用されます。新しい一般原則では、B2B サービスは顧客所在地で課税され、B2C サービスはこれまで通りサービス提供者の所在地で課税されます。

「一般原則」が適用されるサービスでは、

- 他の EU 加盟国に所在する課税事業者にサービス提供を行った場合、このサービスは受益者の国で課税されます。
- EU 域外在住の課税事業者にサービス提供を行った場合、このサービスは受益者の国で課税されます。
- 他の EU 加盟国に居住する一般消費者にサービス提供を行った場合、このサービスは提供者の国で課税されます。
- 例外的に、特定のサービスについては EU 域外に居住する一般消費者にサービス提供があった場合でも、受益者の国で課税されます。

簡素化のために、上記原則の判断には、多くの事実関係について仮定が行われますので注意が必要です。B2B サービスに関する一般原則は、(課税取引の他に)VAT の課税対象とならない事業を同時に営む納税義務者に対して提供されるサービスにも適用されます。非課税法人であっても VAT 登録をし、VAT 番号を保有している法人は、サービスを購入する際には VAT 納税義務者とみなされることにも注意が必要です。

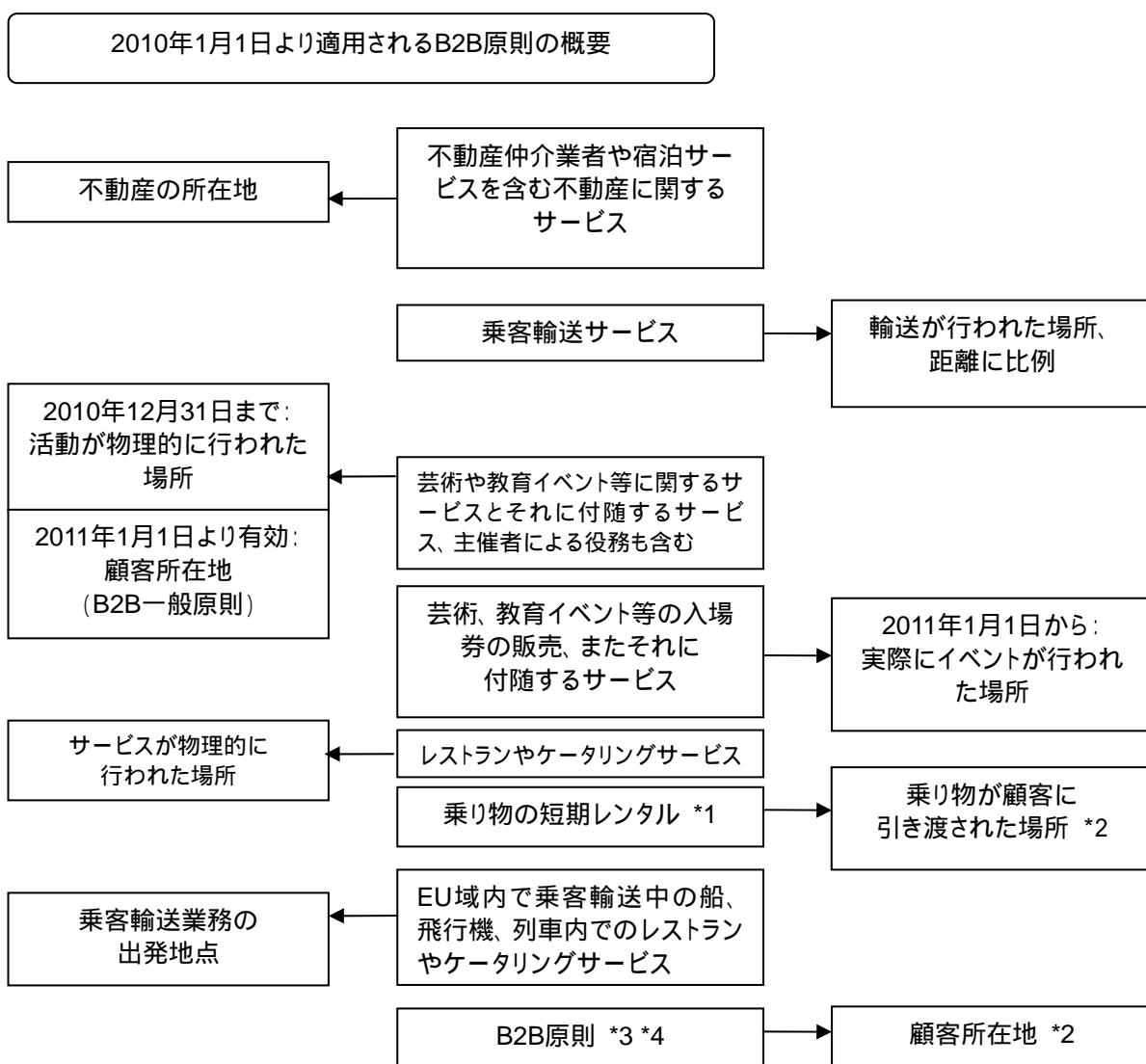
新しい二つの一般原則(B2B と B2C)には多くの例外がありますが、これと同時に現行規定での多くの例外が削除されました。新規定では、ある特定のサービスが新規定の原則に従えば他の EU 加盟国が課税地となる場合でも、自国で事実上の利用または享受(effectively used or enjoyed)が行われているときは、自国での課税権を規定することが可能となっています。加盟国が「事実上の利用と享受地課税」を自国の法令で採用するか否か、また採用するとしてどの範囲で導入するかを自ら決定できるため、サービスの提供地は EU 加盟国内でもその判断が異なることがあります。このため企業は顧客が所在する EU 加盟国での国内法規定を確認する必要があります。

2010 年以降の改正

それぞれ、2011 年 1 月 1 日、2013 年 1 月 1 日、2015 年 1 月 1 日から、この他の改正も予定されています。主なものとしては、芸術、科学、スポーツイベントへの入場券の販売とそれに付随するサービス、乗り物やレジャーボートのレンタル、電話通信サービス、ラジオやテレビ放送サービス、e-サービス(電子的手段により供給されるサービス)の課税地が改正される予定です。詳しくは、弊社にご相談ください。



- *1. 納税義務のない者に対して EU の水域外の航行を含む水運サービスを行う場合、EU の水域以外の航行に相当する部分については、EU加盟国は課税をしないことができます。
- *2. 「乗り物の短期レンタル」とは、30 日（船は 90 日）以内で継続的に占有または使用させることです。
- *3. EU 加盟国が「事実上の利用または享受地課税」を導入した場合、供給地はサービスが事実上利用されたまたは利益が享受された場所になります。
- *4. 2014 年 12 月 31 日までは、一般原則に従ったサービス提供地が EU 域外となる場合には、「事実上の利用または享受地課税」の適用が義務付けられます。
- *5. 2014 年 12 月 31 日までは、「事実上の利用または享受地課税」は EU 域外顧客への e-サービスには適用されません。
- *6. 2015 年 1 月 1 日以降、一般原則に基づけば EU 域外がサービス提供地とされる e-サービスについて、「事実上の利用または享受地課税」の適用を導入するか否かは、EU加盟国の任意とされます。
- *7. EU 域内/域外のサービス提供者にはミニワンストップショップ制度が適用されます。



- *1. 「乗り物の短期レンタル」とは、30 日（船は 90 日）以内で継続的に占有または使用させることです。
- *2. EU 加盟国が「事実上の利用または享受地課税」を導入した場合、供給地はサービスが事実上利用された、また利益が享受された場所になります。

- *3. たとえば以下のサービスにはB2Bの新しい一般原則が適用されます。
- a) 動産の評価と動産に対する作業業務
 - b) 荷物の積み下ろし、取り扱い等の輸送に付随する業務
 - c) 商品輸送
 - d) 仲介サービス
 - e) 付加価値税指令第56条第1項に基づく「知的サービス」
 - f) 付加価値税指令第43条に基づくサービス
- *4. リバースチャージ制度が適用されます。リバースチャージ制度が適用されるサービスにおいては、EU 域内売上リストの報告義務があります。

上記に関してご質問がありましたら、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせ下さい。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル 15階
電話：03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	加藤雅規	03-5251-2536	masanori.kato@jp.pwc.com
マネージャー	天野史子	03-5251-2693	fumiko.f.amano@jp.pwc.com